

振動規制法

○特定施設

1 金属加工機械		
イ	液圧プレス	矯正プレスを除く
ロ	機械プレス	
ハ	せん断機	原動機の定格出力が1 kW以上のものに限る
ニ	鍛造機	
ホ	ワイヤーフォーミングマシン	原動機の定格出力が37.5kW以上のものに限る
2 圧縮機		
原動機の定格出力が7.5 kW以上のものに限る		
3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機		
原動機の定格出力が7.5 kW以上のものに限る		
4 織機		
原動機を用いるものに限る		
5	コンクリートブロックマシン	原動機の定格出力の合計が2.95kW以上のものに限る
	コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械	原動機の定格出力の合計が10kW以上のものに限る
6 木材加工機械		
イ	ドラムバーカー	
ロ	チップパー	原動機の定格出力が2.2 kW以上のものに限る
7 印刷機械		
原動機の定格出力が2.2 kW以上のものに限る		
8 ゴム練用又は合成樹脂用のロール機		
カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30kW以上のものに限る		
9 合成樹脂用射出成形機		
10 鋳造型機		
ジョルト式のものに限る		